

「公益社団法人」への法人の寄付金に対する優遇措置

日頃より、本会へご支援を賜り感謝申し上げます。

「公益社団法人」へ法人が支出しますご寄付については、その損金算入について次のような特例措置が定められていますのでご案内申し上げます。

【法人が支払う寄付金の損金算入について】

寄付金は法人税法上、損金算入を制限しています。しかし、特定公益増進法人等（公益社団法人等）に対する寄付については、「一般損金算入限度額」のほかに、これとは別枠の「特別損金算入限度額」が認められます。したがって、損金算入限度額の範囲が下記の「一般損金算入限度額」と「特別損金算入限度額」の合計額になります。

一般損金算入 限度額	一般損金算入限度額 = (当期の所得の金額 × 0.025 + 資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.0025) × 0.5
特別損金算入 限度額	特別損金算入限度額 = (当期の所得の金額 × 0.05 + 資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.0025) × 0.5
手続き	法人税の確定申告書に「寄付金の損金参入に関する明細書」（別表一四（二））を添付し、領収書は会社で保管する。

なお、平成24年4月1日以後開始する事業年度（年1回・3月決算の場合には、平成25年3月期）においては、次のとおり損金算入限度額が改正されています。（注）下線を付した部分が改正箇所です。

一般損金算入 限度額	一般損金算入限度額 = (当期の所得の金額 × 0.025 + 資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.0025) × <u>0.25</u>
特別損金算入 限度額	特別損金算入限度額 = (当期の所得の金額 × <u>0.0625</u> + 資本金等の額 × 当期の月数/12 × <u>0.00375</u>) × 0.5

- ◆ この制度についてのお問い合わせなどは、所轄の税務署、あるいは貴社の顧問税理士等にお尋ねください。また、詳細は国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/> でご覧いただけます。

平成24年10月1日

公益社団法人才能教育研究会

本部事務局